

青葉アーバンクリニック 院内感染対策指針

令和6年5月20日策定

第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

第2条 院内感染対策部門の設置及び院内感染管理者の配置

当院では、長瀬健彦院長（以下、院長）直轄で院内感染部門を設置し、院長を院内感染管理者として配置した上で、感染防止に係る日常業務を行う。

第3条 院内感染管理者の業務内容

(1) 院長は、次に掲げる院内感染対策を行う。

- ① 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し
- ② 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
- ③ 職員研修の実施
- ④ 異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し実施するために全職員へ周知徹底する
- ⑤ 患者との情報の共有

(2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められた感染症の患者等を診断したときは、法令に基づき保健所長を通じて都道府県知事へ届出る。

第3条 職員研修

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方及びマニュアルについて職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 研修は年2回程度開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の実施内容（開催又は受講日時、出席者、研修項目）について記録する。

第4条 院内感染発生時の対応

院内感染発生時は、その状況及び患者への対応等を院内感染管理者に報告する。院内感染管理者は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

第5条 院内感染対策マニュアル

別紙、院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

第6条 抗菌薬の適正使用について

厚生労働省健康局結核感染症課作成の「抗微生物薬適正使用の手引き」を踏まえ、処方を行う。また保

健所等からの耐性菌の情報に留意し、適宜処方内容を点検し、見直しを行う。

第7条 患者への情報提供と説明

- (1)本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにする。
- (2)疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

第8条 感染症を疑う患者への感染対策

- (1)感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口（厚生労働省委託事業）に FAX（03-3812-6180）で質問を行い、適切な助言を得る。また、前年の質問と回答が同学会ホームページに掲載されているので、活用する。<http://www.kansensho.or.jp/sisetunai/index.html>
- (2)その他、院内における感染対策を推進する。